

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	旧	新																																																																																				
1	要求水準書	19	4	2	(1)	イ	-	構造計画	・建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別を木造とすること。</u>	建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				
2	施設設計要領	2	1	建替住宅	-	-	-	構造	・主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別を木造とすること。</u>	建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				
3	施設設計要領	7	1	付帯施設	-	-	-	構造	・主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別を木造とすること。</u>	建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				
4	事業者選定基準	3	4	1	(2)	ア	-	基本的要件の審査 住棟	・主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別が木造で計画されていること。</u>	建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				
5	事業者選定基準	3	4	1	(2)	ア	-	基本的要件の審査 集会所	・主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別が木造で計画されていること。</u>	建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				
6	様式集	47	-	-	-	-	-	木造の確認誓約書	-	様式追加																																																																																				
7	様式集	48	-	-	-	-	-	様式4-5 基本的要件チェックリスト	・主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別が木造で計画されていること。</u>	建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				
8	様式集	48	-	-	-	-	-	様式4-5 基本的要件チェックリスト	・主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別が木造で計画されていること。</u>	建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				
9	様式集	72	-	-	-	-	-	様式6-3 建替住宅面積表 ③構造	③構造 (建替住宅) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要構造部</th> <th>部位ごとの構造 (該当するものに○)</th> <th>その根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>木造・それ以外</td> <td>例) 総面積に占める木材の割合は○○であり、過半以上である。</td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>木造・それ以外</td> <td>例) ○○を考慮し、木材を使用しない。</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はり</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (集会所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要構造部</th> <th>部位ごとの構造 (該当するものに○)</th> <th>その根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はり</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>木造・それ以外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠	壁	木造・それ以外	例) 総面積に占める木材の割合は○○であり、過半以上である。	柱	木造・それ以外	例) ○○を考慮し、木材を使用しない。	床	木造・それ以外		はり	木造・それ以外		屋根	木造・それ以外		階段	木造・それ以外		主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠	壁	木造・それ以外		柱	木造・それ以外		床	木造・それ以外		はり	木造・それ以外		屋根	木造・それ以外		階段	木造・それ以外		③構造 (建替住宅) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要構造部</th> <th>部位ごとの構造 (該当するものに○)</th> <th>その根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td>例) 総面積に占める木材の割合は○○であり、過半以上である。</td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td>例) ○○を考慮し、木材を使用しない。</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はり</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (集会所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要構造部</th> <th>部位ごとの構造 (該当するものに○)</th> <th>その根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はり</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>木造・鉄骨・RC造</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠	壁	木造・鉄骨・RC造	例) 総面積に占める木材の割合は○○であり、過半以上である。	柱	木造・鉄骨・RC造	例) ○○を考慮し、木材を使用しない。	床	木造・鉄骨・RC造		はり	木造・鉄骨・RC造		屋根	木造・鉄骨・RC造		階段	木造・鉄骨・RC造		主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠	壁	木造・鉄骨・RC造		柱	木造・鉄骨・RC造		床	木造・鉄骨・RC造		はり	木造・鉄骨・RC造		屋根	木造・鉄骨・RC造		階段	木造・鉄骨・RC造	
主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠																																																																																												
壁	木造・それ以外	例) 総面積に占める木材の割合は○○であり、過半以上である。																																																																																												
柱	木造・それ以外	例) ○○を考慮し、木材を使用しない。																																																																																												
床	木造・それ以外																																																																																													
はり	木造・それ以外																																																																																													
屋根	木造・それ以外																																																																																													
階段	木造・それ以外																																																																																													
主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠																																																																																												
壁	木造・それ以外																																																																																													
柱	木造・それ以外																																																																																													
床	木造・それ以外																																																																																													
はり	木造・それ以外																																																																																													
屋根	木造・それ以外																																																																																													
階段	木造・それ以外																																																																																													
主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠																																																																																												
壁	木造・鉄骨・RC造	例) 総面積に占める木材の割合は○○であり、過半以上である。																																																																																												
柱	木造・鉄骨・RC造	例) ○○を考慮し、木材を使用しない。																																																																																												
床	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
はり	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
屋根	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
階段	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
主要構造部	部位ごとの構造 (該当するものに○)	その根拠																																																																																												
壁	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
柱	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
床	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
はり	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
屋根	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
階段	木造・鉄骨・RC造																																																																																													
10	様式集	72	-	-	-	-	-	様式6-3 建替住宅面積表 ③構造	※2 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の内、 <u>半分以上の種別を木造とすること。</u>	※2 建替住宅及び集会所の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）のうち、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> a 半分以上の種別が木造であること。 b 木造で構成されている部位が最も多いこと（同数を含む）。																																																																																				

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	旧	新
11	事業契約書（案）	34	12	第71条				著作権の譲渡等	<p>事業者は、建替住宅等又はその設計図書、機器の操作マニュアル、その他、本事業に関し市に引き渡す成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当するときは、事業者は、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に市に無償で譲渡する。</p>	<p>事業者は、建替住宅等又はその設計図書、機器の操作マニュアル、その他、本事業に関し市に引き渡す成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当するときは、事業者は、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に市に無償で譲渡する。但し、事業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められるもので、かつ、市が当該著作権を取得することが本事業の実施に不可欠ではないと認める場合を除く。</p>
12	事業契約書（案）	35	12	第72条				著作者人格権の制限	<p>事業者は、市に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合においては、事業者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。</p> <p>(1) 成果物の内容を公表すること。</p> <p>(2) 建替住宅等の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は市の委任した第三者をして、複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。</p> <p>(3) 建替住宅等を写真、模型、絵画、その他の媒体により表現すること。</p> <p>(4) 建替住宅等を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。</p> <p>2□事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、予め市の承諾又は合意を得たときは、この限りではない。</p> <p>(1) 成果物の内容を公表すること。</p> <p>(2) 建替住宅等に事業者又はその構成企業若しくは構成企業の関係者の実名又は変名を表示すること。</p> <p>3□市が著作権を行使するときは、事業者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。</p>	<p>事業者は、市に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合においては、事業者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。</p> <p>(1) 成果物の内容を公表すること。但し、公表することにより事業者の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められるものを除く。</p> <p>(2) 建替住宅等の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は市の委任した第三者をして、複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。</p> <p>(3) 建替住宅等を写真、模型、絵画、その他の媒体により表現すること。</p> <p>(4) 建替住宅等を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。</p> <p>2□事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、予め市の承諾又は合意を得たときは、この限りではない。</p> <p>(1) 成果物の内容を公表すること。</p> <p>(2) 建替住宅等に事業者又はその構成企業若しくは構成企業の関係者の実名又は変名を表示すること。</p> <p>3□市が著作権を行使するときは、事業者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。</p>